

令和 7 年第 6 回  
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年 6 月 20 日  
曾於市農業委員會

## 第6回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年6月20日（金） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

|     |       |      |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 〇〇〇〇〇 | 2 番  | 〇〇〇〇〇 | 3 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 4 番 | 〇〇〇〇〇 | 5 番  | 〇〇〇〇〇 | 6 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 7 番 | 〇〇〇〇〇 | 8 番  |       | 9 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 10番 | 〇〇〇〇〇 | 11番  | 〇〇〇〇〇 | 12番  | 〇〇〇〇〇 |
| 13番 | 〇〇〇〇〇 | 14番  | 〇〇〇〇〇 | 15番  | 〇〇〇〇〇 |
| 16番 | 〇〇〇〇〇 | 17番  | 〇〇〇〇〇 | 18番  | 〇〇〇〇〇 |
| 19番 | 〇〇〇〇〇 | 推進委員 | 〇〇〇〇〇 | 推進委員 | 〇〇〇〇〇 |

4 欠席委員 8 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 12番 〇〇〇〇〇、13番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

|       |      |       |     |       |
|-------|------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 | 局長   | 〇〇〇〇〇 | 次長  | 〇〇〇〇〇 |
|       | 農地係長 | 〇〇〇〇〇 | 農地係 | 〇〇〇〇〇 |
|       | 農地係  | 〇〇〇〇〇 | 農地係 | 〇〇〇〇〇 |
| 農 政 課 | 農政係  | 〇〇〇〇〇 |     |       |

7 閉会年月日 令和7年6月20日（金） 午前10時55分

# 令和7年第6回曾於市農業委員会総会日程

令和7年6月20日（金）

## 1 開 会

## 2 議事録署名委員の指名

## 3 付議事項

### (1) 議案

議案第51号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第52号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第53号 農地法第4条による許可申請について

議案第54号 農地法第5条による許可申請について

議案第55号 非農地証明願について

議案第56号 農用地等のあっせんについて

議案第57号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年9月1日始期分）

### (2) 報告

報告第6号 合意解約等の報告

## 4 その他

令和7年第6回曾於市農業委員会総会

令和7年6月20日（金） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。5月、6月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第6回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番○○○○○委員、13番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第51号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉54号について、6月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は他人ですが、受人が長く渡人の畑を借りて耕作していました。この度、渡人は横浜市に住んでいまして、息子達も耕作するつもりがないということで、受人に贈与という手段をとったようです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉55号について、6月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市平塚町ですが、申請地まで車で5分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉56号について、6月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。農作業常時従事要件については、特に問題はありません。受人は、取得する農地には、イタリアンを作付けされるというお話でしたが、全部効率利用要件、地域との調和要件について、少し問題がある方で周辺の農地にも影響がでており、私だけでは判断できないため皆さんの意見を求めたいと思います。聞き取り調査をした際に、今、問題になっている畑は、今後きちんと管理をするという話が出ているので、許可して良いのか、どうなのかをちょっと悩んでいるところです。以上です。

○18番委員（○○○○○）

末吉57号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。受人は農業法人の代表取締役であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉58号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。対価が周辺農地に比べると高額ですが、今回5条申請で分筆した農地と一体で購入するものであり、また、価格については、受人、渡人協議の上での価格であることから、やむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。農業機械は、妻のおじがトラクターを所有しており、それを頼んで耕うん等を行うということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

大隅59号について、6月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅60号について、6月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部61号について、6月15日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部62号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはネギを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見に入る前に、末吉56の○○○○○委員のことに對して、協議会に入りたいと思います。

（協議会：午前9時10分）

（再開：午前9時30分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開します。末吉56は保留とし、農地部会で現地調査することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

そのほかで、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉58号は新規就農で高額で土地を買われるようですが、何をされている方なのか、そしてまた、甘藷を作られるということですが、出荷先はどこなのか、お尋ねします。それともう1件、大隅60号の○○○○○さんには、不耕作黄色が1筆あるようですが、大丈夫なのかどうか伺います。

○事務局（○○○○○）

現地調査の方に私も行きましたので、お答えいたします。仕事については、当日は、あいにく本人さんはお越しじゃなくて、行政書士の○○○○○さんが来られて説明いただいたところです。この方は会社員であるということで仕事の内容までは聞いておりません。それと、質問が委員の方から出たのが1反2畝の新規就農ですけど、機械とかそういうのは大丈夫でしょうかという意見がありました。その中で、先ほど○○○○○委員の方からありましたように妻のおじさんが末吉内にいるということで、その農機具を借りて作業をする。また、新規就農ですので、やり方が分からないので、そのおじさんに手伝ってもらったり、聞きながら作業していくということは聞いておりますけど、出荷先については、質問が出なかったところでございます。以上です。

○5番委員（○○○○○）

出荷先は、調査で必須じゃないんですか、新規就農は。資材の調達先とか。

○事務局（○○○○○局長）

新規就農の場合は、出荷先等は必須となります。その聞き取りが漏れておりましたが、今回の取得理由については新規就農です。自家消費でなく、出荷するということで新規就農としておりますので、後で行政書士事務所の方に確認をしておきます。申し訳ありませんでした。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員 (○○○○○)

はい。

○14番委員 (○○○○○)

末吉60号については、私のもらっている資料では○○○○○さんの経営面積5反8畝は、遊休農地ではないということになっています。

○5番委員 (○○○○○)

タブレットでは、不耕作黄色が出てくるんですよ。○○○○○番です。

○14番委員 (○○○○○)

○○○○○さんは、多分2人いると思うんですよ。

○5番委員 (○○○○○)

同姓同名が。

○9番委員 (○○○○○)

○○○○○さんについては、西高松にもう一人います。同姓同名が2人います。

○議長 (○○○○○会長)

今、調べて遊休農地はないそうです。

○5番委員 (○○○○○)

分かりました。

○16番委員 (○○○○○)

末吉58号の件ですけど、○○○○○さんもちっと触れられましたが、新規就農にして○○○  
○○円というのは、場所的にこういう値段が相場なんですか。

○事務局 (○○○○○係長)

先ほど説明でもありましたように、残地の農地部分を、宅地で転用が今回同時に出されております。そのため、宅地と同等の価格での購入かと考えております。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第51号農地法第3条所有権移転による許可申請については、末吉56を除いて原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第52号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

末吉10号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、三枝前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が原野、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、資材置場、駐車場、荷捌場を設置する面積367㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、追認案件で農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、資材置場、駐車場、荷捌場を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

末吉11号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、原村自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林と畑、西が畑、南が道を挟んで畑、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は

農用地区域内農地に該当します。計画面積として、通路を設置する面積170㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、砂利を敷設するため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、追認案件で農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、既に通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

大隅12、13、14号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。3件とも申請人が同一法人のため、まとめて報告いたします。申請地は、浅井自治会内と桂自治会内の農地です。周囲の状況は、○○○○○所有農地について、岩川の農地は、東が田、西が田、南が田、北が田です。中之内の農地は、東が畑、西が畑、南が畑と雑種地、北が道を挟んで山林です。○○○○○さん所有の中之内の農地は、東が畑、西が畑、南が畑と雑種地、北が畑です。目的実現の確実性は、鉄塔用地として整備する具体的計画があり、実現確実と思われます。位置は、岩川の農地が第2種農地、中之内の農地が第1種農地に該当します。計画面積として、鉄塔用地として整備する面積は、岩川の農地が4.29㎡、中之内の○○○○○所有の農地が284.23㎡、○○○○○さんの所有する農地が全体面積7,624㎡のうち230.63㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。また、○○○○○所有の中之内の農地については、付近の茶畑の作業スペースにも特に影響や問題もなく、敷地内にこれまで所有していた防霜ファンが立っていましたが、地権者と相談し、移動する旨の確認も取りました。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、岩川の申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。中之内の農地は、第1種農地ですが、転用許可を要しない認定電気通信事業者が優先電気通信のための線路、その他支持物を含む空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供する場合に該当し、県との事前調整で完了する案件であります。既に県との事前調整は完了しており、鉄塔用地として整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。  
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。  
（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第53号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉11号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、議案第52号農振変更申請の末吉11号と同時申請となります。申請地は、原村自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林と畑、西が畑、南が道を挟んで畑、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、ロール置場、堆肥舎、通路を整備する面積が全体で2,133㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、砂利を敷設し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地2筆は追認案件で、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、既にロール置場、堆肥舎、通路を整備しており、農地への復元は困難であることから、転用やむを得ないと

する意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第53号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第54号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉21号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、前田下自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で485㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は枡を通して水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を経て市道側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地の周囲にブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉22号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、川内前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、宅地を拡張する面積が全体で12㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路放流、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、既にブロックを設置しています。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、既に申請地に越境した部分は、宅地として利用しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉23号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、菅渡東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が田、南が田、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積が全体で500㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路放流、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、隣接する農地との間に緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉24号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、議案第52号農振変更申請の末吉10号と同時申請のため、総合



意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、資材置場、駐車場、荷捌場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

大隅25号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、残高証明書、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積が全体で351㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路放流、污水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、土留工事を行い、擁壁を設け、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉23号について、事務局に伺います。タブレットで見れば雑種地と出てくるんですが、畑とどっちが正しいんですか。また、取得価格はいくらなのか教えてください。

○事務局（○○○○○係長）

まず、台帳が雑種地となっているという話だったんですけど、以前、ここは、碎石を入れられていて、無断転用扱いの状態だったんです。指導して今、農地に戻っているはずなんです。多分、台帳の訂正がまだ間に合っていなかったんだと思われます。取得価格につきましては、先ほどの3条の農地と含めて、○○○○○円、こちらの宅地部分では○○○○○円で購入される予定です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第54号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前10時05分）

（再開：午前10時15分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。ここで、議案第51号農地法第3条所有権移転による許可申請の末吉58号について、先ほど、○○○○○委員から質問のあった新規就農者の出荷先等の説明をいたします。

○事務局（○○○○○係長）

大変、失礼しました。○○○○○さんに関してですが、資材、出荷先については、農協ということで、今、○○○○○さんから回答いただきました。勤務先ですが、○○○○○にある○○○○○ですかね、そちらに勤務されているそうです。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第55号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○2番委員（○○○○○）

末吉6号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は尾崎山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和44年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在は撤去済みです。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内準工業地域に該当します。宅地として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、財部7号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は荒川内自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで雑種地、西が宅地と山林、南が山林、北が道路を挟んで山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地周辺は農地がないため、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和60年から平成4年にかけて建築されたものであり、建築後20年以上経過しています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。豚舎として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部8号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は西村自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成7年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。倉庫、駐車場として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第55号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第56号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉70は、私と○○○○○推進委員。末吉71から80までは、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉81及び82は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉83は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉84は、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅85及び86は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅87は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部88は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部89は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部90は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

- 1 番委員 (○○○○○)  
末吉27、28は継続でお願いします。
- 4 番委員 (○○○○○)  
末吉29も継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○)  
○○○○○委員が欠席ですが、末吉30も継続です。
- 9 番委員 (○○○○○)  
末吉31、32、33、34も継続でお願いします。
- 18番委員 (○○○○○)  
末吉35も継続でお願いします。
- 2 番委員 (○○○○○)  
大隅36も継続でお願いします。
- 6 番委員 (○○○○○)  
財部37、38も継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○)  
財部39も継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○)  
末吉41、42も継続でお願いします。
- 9 番委員 (○○○○○)  
末吉43、44、45、46も継続でお願いします。
- 10番委員 (○○○○○)  
末吉47も継続でお願いします。
- 18番委員 (○○○○○)  
末吉48、49も継続でお願いします。
- 13番委員 (○○○○○)  
大隅50も継続でお願いします。
- 14番委員 (○○○○○)  
大隅51も継続でお願いします。
- 19番委員 (○○○○○)  
大隅52、53も継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○)  
財部54、55、57は継続、56は貸しで成立です。
- 1 番委員 (○○○○○)  
末吉58、59、60、61は継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○)  
末吉62も継続です。
- 9 番委員 (○○○○○)  
末吉63も継続でお願いします。
- 2 番委員 (○○○○○)  
大隅64も継続でお願いします。
- 13番委員 (○○○○○)  
大隅65は打切りでお願いします。
- 6 番委員 (○○○○○)  
財部66、67は継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○)  
財部68は貸しで成立です。
- 17番委員 (○○○○○)  
財部69も成立です。
- 議長 (○○○○○会長)  
大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いいたします。
- 議長 (○○○○○会長)

次に、議案第57号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年9月1日始期分を議題といたします。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第57号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年9月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第6号合意解約等の報告については、議案書の28ページから36ページまでを御覧ください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

新たな借入れが認められない者が借入中の農地の取り扱いについて

○15番委員（〇〇〇〇〇）

来年の委員改選に伴う女性委員候補者の紹介について

○11番委員（〇〇〇〇〇）

推進委員用タブレットの導入時期について

○10番委員（〇〇〇〇〇）

無断転用者への指導について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

6月及び7月の行事予定、農業委員会運営に関する申合せ事項について

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

先進地視察研修先又は研修内容の意見・要望について

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

苦情対象者リスト等について

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和7年第6回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年6月20日（金） 午前10時55分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員